

第1次富津市地球温暖化対策実行計画

2019年度～2023年度

2019年4月

■目次

第1章 基本的事項

1	計画の目的	2
2	基準年度・計画期間	2
3	対象の範囲	2
4	対象とする温室効果ガス及び地球温暖化係数	3
5	排出係数について	3

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1	二酸化炭素排出量の算定方法	4
2	基準年度の二酸化炭素排出量	4
3	要因別の排出状況	4
4	二酸化炭素の総排出量に関する削減目標	5

第3章 具体的な取組

1	再生可能エネルギーの導入やCO ₂ の排出係数が少ない発電による電力の購入	5
2	施設設備の改善等	5
3	物品購入等	5
4	その他の取組	5

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1	推進体制	7
2	点検体制	7
3	進捗状況の公表	7

第1章 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。

富津市の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2 基準年度・計画の期間

基準年度を国の「地球温暖化対策計画」を基に2013年度とし、計画期間を2019年度から2023年度までの5年間とする。

なお、計画の進捗状況や技術の進歩、新たな地球温暖化対策の策定等を踏まえて、必要な見直しを行う。

3 対象の範囲

本庁舎を含む下記対象施設一覧に該当する施設とする。

また、今後の運用状況により対象施設の見直しを図るものとする。

【対象施設一覧】

市役所本庁、富津連絡所、峰上出張所、関豊連絡所、環境センター、飯野保育所、吉野保育所、佐貫保育所、中央保育所、竹岡保育所、金谷保育所、峰上保育所、消防防災センター、消防署天羽分署、富津聖苑、クリーンセンター、富津市一般廃棄物最終処分場

4 対象とする温室効果ガス及び地球温暖化係数

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とする。

種類	地球温暖化係数※ ¹
二酸化炭素	1
メタン	25
一酸化二窒素	298
ハイドロフルオロカーボン	1,430（HFC-134a）など19種類
パーフルオロカーボン	7,390（PFC-14）など9種類
六ふっ化硫黄	22,800
三ふっ化窒素	17,200

※¹地球温暖化係数等は、二酸化炭素を基準にしてほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化させる能力を持つかを表した数字

5 排出係数について

使用する排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令等により定められた基準年度の排出係数を一貫して用い、年次報告での整合性を図る。

活動の種類	排出係数※ ²	単位
電気の使用	0.525	kg-CO ₂ /kWh
灯油の使用	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
ガソリンの使用	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
都市ガスの使用	2.23	kg-CO ₂ /m ³
軽油の使用	2.58	kg-CO ₂ /ℓ
液化石油ガス（LPG）の使用	3.00	kg-CO ₂ /m ³

※²排出係数とは、温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のこと

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 二酸化炭素排出量の算定方法

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

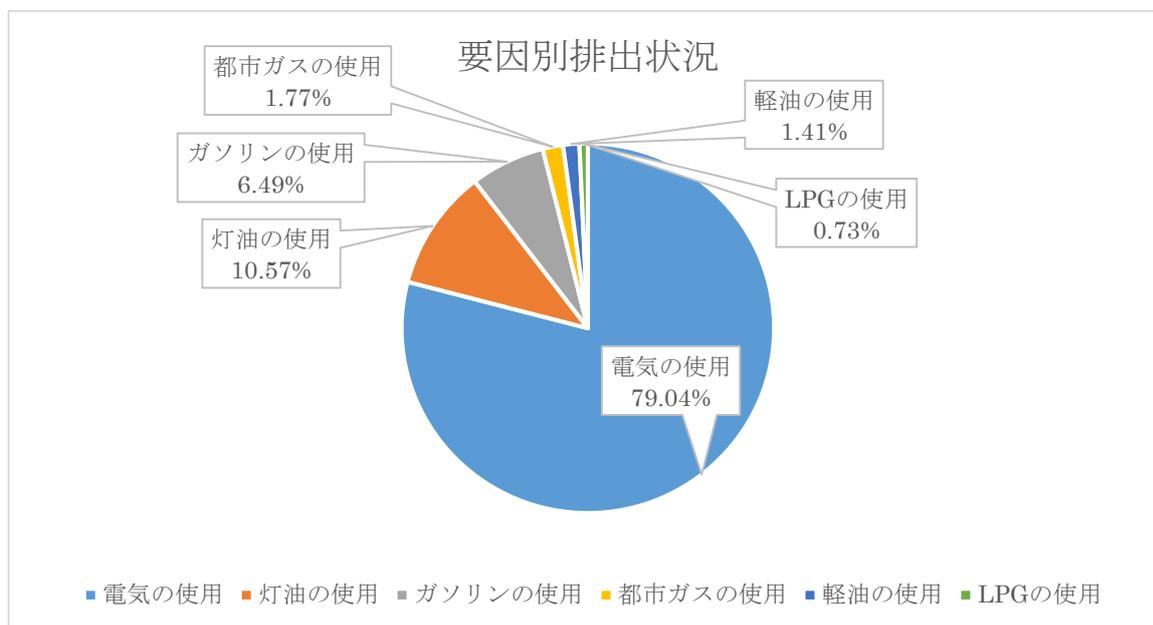
2 基準年度の二酸化炭素排出量

対象施設の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,633,413 kg-CO₂である。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,633,413 kg-CO ₂

3 要因別の排出状況

基準年度である 2013 年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約 80%を占め、次いで灯油の使用が約 10%、ガソリンの使用が 6%で全体の 96%を占めている。



4 二酸化炭素の総排出量に関する削減目標

2013 年度を基準年度として、計画期間の最終年度である 2023 年度の二酸化炭素排出量を、年 1 %削減を目標とし、5 年間で約 5 %削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 2013 年度	削減目標	目標年度排出量 2023 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,633,413 kg-CO ₂	5 %	1,551,742 kg-CO ₂

第 3 章 具体的な取組

1 再生可能エネルギーの導入や CO₂ の排出係数がより少ない発電による電力の購入

- ① 富津市所有施設に太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討する。
- ② 電力小売自由化に伴い、電力供給先の検討をするときに、発電時の CO₂ 排出係数がより少ない電力事業者を選定する。

2 施設設備の改善等

- ① 施設の新築、改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ② 高効率照明への移行を順次行う。
- ③ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリッドカー等の導入を図る。
- ④ 公共施設の緑化を推進する。

3 物品購入等

- ① 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ② 事務用品は、詰め換えリサイクル可能な消耗品を購入に努める。
- ③ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入に努める。

4 その他の取組

① 電気使用量の削減

- ・ 効果的、計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。

- ・ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・ トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・ OA 機器等の電源をこまめに切るようにする。
- ・ 冷暖房は適正温度に設定し、管理をする。
- ・ ノー残業デイを徹底する。
- ・ エレベータの使用を控える。

②燃料使用量の削減

- ・ 公用車の運転時に急発進、急加速をしない。
- ・ 車両を適正に整備及び管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・ 公用車走行時は法定速度を遵守する。
- ・ 公共交通機関を積極的に利用する。

③ごみの減量、リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底をする。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減をする。
- ・ リサイクル用紙の購入をする。
- ・ 使用済み封筒の再利用をする。
- ・ パソコンの使用等、会議資料の削減をする。

⑤水道

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ 自動水栓、節水コマ等の節水機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全情報の提供を行う。
- ・職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進する。
- ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1 推進体制

本計画に基づき温室効果ガスの排出量を削減していくため、全職員が地球温暖化問題に関する認識を深め、計画に定めた取組を推進する。

2 点検体制

温室効果ガスの排出量調査は、定める様式により活動量の結果をとりまとめ、総排出量を把握するとともに、削減目標に対する推進状況について点検する。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況及び点検結果については、年1回市のホームページに掲載する。